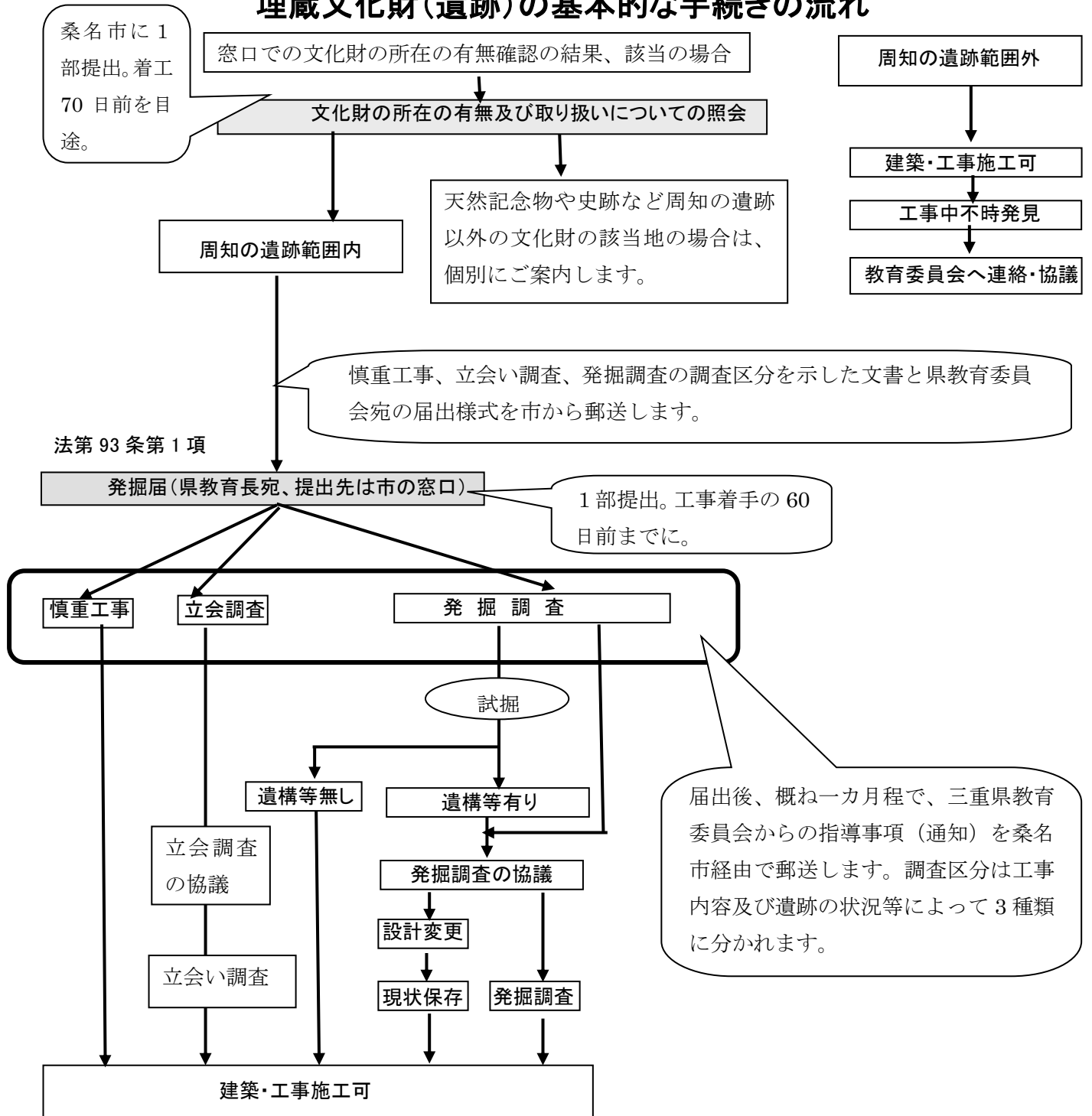


# 埋蔵文化財(遺跡)の基本的な手続きの流れ



※文化財の所在の有無及び取り扱いについての照会は、遺跡範囲内において工事を行う場合、必要です。工事着手の**70日前を目安として、1部提出**してください。(以下の図面を添付してください。)

【位置図・敷地配置図・断面図・基礎平面図・基礎断面図・造成平面図・造成断面図・浄化槽図面、外構図(位置図、断面図)など】

※発掘の届出は、工事着手の**60日前までに1部提出**してください。(添付図面は照会の時と同じ。)

※桑名市内の遺跡情報

桑名市埋蔵文化財包蔵地情報地図

<http://bunka.city.kuwana.mie.jp/html/burying/index/html>

<http://bunka.city.kuwana.mie.jp/html/gis/>

詳細な内容については、下記までお問い合わせください。

《問い合わせ先》

桑名市役所 観光課 文化振興係

TEL 0594-24-1361、FAX 0594-24-1140

